

平成 27 年第 10 回教育委員会定例会 会議録

■ 開催年月日

平成 27 年 10 月 26 日 (月) 13 時 30 分開会
14 時 31 分閉会

■ 開催の場所

指宿市役所 3 階 大会議室 B

■ 出席者

教育長 : 西森 廣幸
教育委員 : 西 広美, 七夕 利久, 別府 竜人, 藤井 千代美

■ 欠席委員

なし

■ 会議に出席した関係者の氏名並びに職員の職及び氏名

教育部長	浜島 勝義	教育総務課長	長山 君代
学校教育課長	中原 英樹	社会教育課長	満石 知
市民スポーツ課長	今村 将吾	学校給食センター所長	下吉 龍一
指宿商業高校事務長	今福 重孝	教育総務課参事	鶴窪 昭一
学校教育課主幹兼係長	坂元 一博		

■ 会次第

- (1) 開会の宣告
- (2) 会議成立の宣言
- (3) 前回の会議録の承認
- (4) 会議録署名者の指名
- (5) 教育長の報告
- (6) 会議の公開等について
- (7) 議事
 - ・ 日程第 1 報告第 13 号 指宿市体育施設の指定管理に伴う指定管理者の候補者の選定方法について
 - ・ 日程第 2 報告第 14 号 指宿市社会体育功労者等及びスポーツ活動優秀選手等の決定について
 - ・ 日程第 3 議案第 43 号 指宿市多子世帯幼稚園保育料等軽減事業費補助金交付要綱の一部改正について
 - ・ 日程第 4 議案第 44 号 指宿市社会教育功労者及び社会教育優良団体の決定について
 - ・ 日程第 5 議案第 45 号 指宿市青少年の善行等表彰者の選考について
 - ・ 日程第 6 議案第 46 号 指宿市体育施設の指定管理者の候補者の選定について
- (8) その他
- (9) 閉会の宣言

■ 会議要旨

1 開会の宣告

(西森教育長)

ただ今から、平成 27 年 第 10 回指宿市教育委員会定例会を開会いたします。

2 会議成立の宣言

(西森教育長)

本日は、委員全員が出席しておりますので、会議は成立しております。

3 前回の会議録の承認

(西森教育長)

前回の会議録の承認についてでございます。委員の皆様方にお目通しいただいたと思います。ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

(西森教育長)

異議なしと認め、前回の会議録については承認することといたします。

4 会議録署名者の指名

(西森教育長)

次に、本日の会議録署名者の指名でございますが、七夕委員にお願いします。

5 教育長の報告

(西森教育長)

次に、教育長報告をします。

別紙に報告書を作成してありますのでご覧ください。

いぶすき子ども映画祭が 9 月 26 日に丹波小学校で行われました。今年のテーマは「私が幸せを感じる時」でした。九州各地の小・中学校、高校から 80 点の応募があったところです。上位 3 作品、会長賞のやなきた 2 組、市議会議長賞の北指宿中学校、教育委員会賞の佐賀清和高等学校が、今年、北海道の北見市で開催される「アジア国際子ども映画祭」にノミネートされました。

2 番目は学校のあり方について考える会です。第 3 回開聞・山川地域部会が 10 月 7 日に行われました。この地域部会につきましては、2 年間にわたっての委員の委嘱でございました。年 3 回ですので、最後の 6 回目の会議が終わったところでございます。地域部会からまとめをしていただいて、また提言をいただきたいと思っております。この後、指宿地域部会も中学校区で検討会・説明会を開催しますので、それが終わった後に 2 年間のまとめができるのではと思っております。

3 番目は、防犯綱引き小学生大会です。10 月 10 日に指宿総合体育館で行われました。20 名編成の部と 10 名編成の部があり、16 チームと 4 チーム参加。優勝は 20 名編成の方は指宿小学校、10 名編成の方は池田小学校でございました。

それから 4 番目は、沖縄の那覇市で行われました九州都市教育長協議会定期総会と研究大会です。研究大会では 3 つの部会がございました。私は「学校教育」部会に参加しました。学校教育が抱えている学力向上や生徒指導、コミュニティスクール等の事例発表等があったところです。その大会で宣言文が出されました。裏の方に宣言文を載せてございます。今、教育長会

としてこのようなことが話題になっているということでお知りおきください。

5番目は、第63回県特別支援教育の研究大会です。10月20日に指宿大会が行われました。柳田小学校、北指宿中学校、指宿養護学校に授業の提供をいただきました。

そして、市民会館の方で研究協議等が行われたところです。県内各地から多数の参加がありました。

6番目は、県の教育委員会と市町村教育長会との意見交換です。今後の人事異動等に対する要望等もここでなされて、意見交換をしてきたところでございます。

7番目は、市民対話集会「みんなで語る会」です。10月20日が中央公民館で柳田校区、10月23日が山川文化ホールの方で山川校区を対象とした語る会でした。柳田校区では子ども達への声掛け事案が発生しているということ。

それから山川校区では、学校再編等の作業を早く進めてほしいというような要望も出されたところです。このあと、11月・12月に4回予定がされております。

以上で教育長報告を終わります。

6 会議の公開等について

(西森教育長)

本日の会議の公開等についてお諮りいたします。議案の44号・45号・46号は、人選等に関する案件でございますので、この3つの議案については非公開とし、その他の報告・議案は公開の扱いとしたいと思っております。ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

(西森教育長)

ご異議もないので、そのように取り扱います。

7 議事

(西森教育長)

それでは、日程第1 報告第13号「指宿市体育施設の指定管理に伴う指定管理者の候補者の選定方法について」を議題といたします。提案の説明をお願いします。

(浜島部長)

日程第1 報告第13号 指宿市体育施設の指定管理に伴う指定管理者の候補者の選定方法についてご報告いたします。

2ページをお開きください。

指宿市体育施設の指定管理に伴う指定管理者の候補者の選定方法について、指宿市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第9条第1項の規定に基づき、公募によらない指定管理者の候補者の選定とすることを決定したので、指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第21条第3項の規定により報告するものであります。

体育施設の指定管理については、現在、特定非営利活動法人いぶすきスポーツクラブに委託しておりますが、平成27年度で3年間の指定管理期間を終了いたします。

そこで、平成28年度から今後5年間を引き続き、公募によらない指定管理者候補者の選定とすることを決定したものであります。以上で報告を終わります。

(西森教育長)

ただいまの報告に対してご質疑・ご意見等ございませんか。

(なしの声)

(西森教育長)

質疑・意見等がないようですので、質疑・意見を終結いたします。日程第1 報告第13号については終了いたします。

(西森教育長)

次に、日程第2 報告第14号「指宿市社会体育功労者等及びスポーツ活動優秀選手等の決定について」を議題といたします。

提案の説明をお願いします。

(浜島部長)

日程第2 報告第14号 指宿市社会体育功労者等及びスポーツ活動優秀選手等の決定について、ご報告いたします。

3ページをお開きください。

体育功労者等につきましては、第9回の定例会において決定をいただきましたが、その後、表彰式までの間に、新たに表彰該当者が出たため、教育長、及び市長決裁のうえ追加して表彰することを決定したので報告するものであります。該当者につきましては市民スポーツ課長が説明いたします。

(今村課長)

それでは、該当者について読み上げて報告させていただきます。

お示しのとおり、優秀スポーツ選手4名の追加でございます。

はじめに、空手道競技、大迫隆典さん、指宿市空手道連盟所属でございます。第53回鹿児島県空手道選手権大会、一般男子中量級組手の部で優勝でございます。

同じく、空手道競技、末吉裕樹さん、指宿市空手道連盟所属でございます。第69回県民体育大会空手道競技、一般中量級で優勝でございます。

次に、陸上競技、南孝盛さん、日本浄水管理所属でございます。本市で開催されました第69回県民体育大会陸上競技の50歳代2000mにおいて優勝されました。

最後に、同じく陸上競技、中村優希さん、山川中学校3年生でございます。第61回全日本中学校通信陸上競技鹿児島大会女子共通四種競技で優勝しております。

以上、4名の方を追加いたしました。結果、今年の優秀スポーツ選手は、第9回教育委員会定例会において、決定をいただいた18名と合わせて22名となり、去る10月5日に行われた表彰式において全員を表彰させていただくとともに、市民体育祭でご紹介をいたしましたことを報告いたします。

(西森教育長)

先に決定しておりました優秀選手に、その後の大会等で優勝されたことを受けて4名の方を追加ということです。

ただいまの説明に対してご質疑・ご意見等ございませんか。

(なしの声)

(西森教育長)

質疑・意見等がないようですので、日程第2 報告第14号については終了いたします。

(西森教育長)

次に、日程第3 議案第43号「指宿市多子世帯幼稚園保育料等軽減事業費補助金交付要綱の一部改正について」を議題といたします。提案の説明をお願いします。

(浜島部長)

日程第3 議案第43号 指宿市多子世帯幼稚園保育料等軽減事業費補助金交付要綱の一部改正について、提案のご説明を申し上げます。

4ページをお開きください。

指宿市多子世帯幼稚園保育料等軽減事業費補助金交付要綱の一部を別紙のとおり改正したので、指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第10条第4号の規定に基づき、議決を求めるものであります。

改正理由は、本年第5回定例教育委員会に提案し、5月25日に公布された「指宿市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則の一部を改正する規則」と「鹿児島県多子世帯保育料等軽減事業費補助金交付要綱」の一部改正に伴い、多子世帯幼稚園保育料等軽減事業費補助の階層区分を変更するものであります。

資料の9ページをお開きください。

指宿市多子世帯幼稚園保育料等軽減事業費補助金交付要綱の新旧対照表でございますが、改正案として右側の表に記載し、下線部が変更箇所となります。

鹿児島県多子世帯保育料等軽減事業費補助金交付要綱の一部改正に伴い、所得税額が40,000円未満の世帯から、市町村民税所得割合算額の97,000円未満の世帯へと変更するものです。また、指宿市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則の一部改正に伴い、第7号の第Ⅲ階層基準額及び第8号の第Ⅳ階層基準額を削除するものです。

12ページと14ページが現行の第5号様式と第5号様式の2でございますが、保育料等減免措置階層区分の欄の市町村民税所得割額の下線部が変更となり、13・15ページのとおりとなります。

下線部の「第Ⅲ階層基準額以下」は、指宿市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則の一部改正に伴い、16歳未満及び16歳以上19歳未満の扶養親族の人数による基準額を、市町村民税の所得割額「77,100円以下」へ変更するものであります。

平成22年度に子ども手当での導入に伴い16歳未満の扶養控除が廃止される税制改正があり、
現在まで子どもの人数により、補助基準額を変動させていましたが、平成27年度からは、この人数による区分の判定を行わず、所得割額77,100円で判定する内容となっております。

同じく「第Ⅳ階層基準額以下で、かつ、所得税額が40,000円未満」は、鹿児島県多子世帯保育料等軽減事業費補助金交付要綱の一部改正に伴い、市町村民税の所得割額「97,000円未満」へ変更するものであります。

10ページをお開きください。

第3号様式の下線部、「第Ⅲ階層基準額」が「77,100円」へ、「所得税額が40,000円未満の世帯」が「市町村民税所得割合算額が97,000円未満の世帯」へと変更となります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

なお、ご審議の前に多子世帯等について担当が説明をいたします。

(坂元主幹)

多子世帯の事業に付きまして、ご説明を申し上げます。

この補助金の交付対象者とする園児は、3つを満たすものとなっております。1つ目は私立幼稚園に就園し、就園補助金の受給対象者となっている子。2つ目は18歳未満の児童のうち、年長者から3人目に該当する子。3つ目は市民税の所得割合の合算額が97,000円未満の世帯に属する子となっております。

対象園児については、2つの項目に分かれます。

6ページの3号様式を開けていただき、表の区分の欄にもございますが従来条件と新条件に分かれます。1つ目の区分、「従来条件」の項目ですが、構成としましては18歳未満の児童のうち、年長者から3人目となりますので、例えば中学3年生1人、小学6年生1人、幼稚園児1人という世帯状況が従来条件となります。この表によります「第1子」が、幼稚園児1人としての区分となります。

3人兄弟の3番目ですが、幼稚園に入園している子としてのカウントとなりますので、「第1子」となるところです。

「第2子」につきましては、例えば中学3年生1人、幼稚園児2人という世帯状況になり、同じ園に入園している2番目・3番目の兄弟が「第1子」「第2子」という区分となります。

2つ目の区分、「新条件」の項目になります。構成としましては小学校1年生から3年生の兄・姉がいることが条件となります。例えば18歳未満ですので中学3年生1人、小学2年生1人、幼稚園児1人という世帯状況が新条件となります。この表でいう「第2子」は、3番目の幼稚園児1人のカウントとなります。「第1子」は、小学1年生から3年生に該当する児童が「第1子」ということとなります。この表記の仕方につきましては、「幼稚園就園奨励費」と同じで、また全国統一となっております。

次に補助額及び補助率ですが、年間の保育料から幼稚園就園奨励費による就園補助金を差し引き、残った自己負担額に補助率を掛けることとなります。この補助率に対する補助金が、この多子世帯幼稚園保育料等軽減事業費の補助金となります。補助率につきまして、「従来条件」の場合は、例えば先ほどの例であげました、中学3年生1人、小学6年生1人、幼稚園児1人の場合は、年間の保育料から幼稚園就園奨励費による就園補助金を差し引き、残った自己負担額に3分の1を減額した分が補助金として交付されます。

計算としましては、保育料が年間240,000円で、幼稚園就園奨励費による就園補助金が115,200円であった場合、差し引き自己負担124,800円となります。この額に3分の1を掛けた41,600円が多子世帯の補助金となり、保育料240,000円に対する最終的な自己負担は、115,200円の就園補助金及び41,600円が多子世帯の補助金を差し引き、年間83,200円となります。また、中学3年生1人、幼稚園児2人の場合は2分の1を減額いたします。「新条件」におきましては、3分の1を減額いたします。

平成 26 年度の場合、多子世帯の支給対象者は 6 園中 5 園に対象者がおり、22 人が補助を受けております。また、総額で 273,900 円を補助しております。構成としましては、小学校 1 年生から 3 年生の兄・姉がいる「新条件」の世帯が多く 22 件中 16 件となっています。

今回の判定基準であります「所得税額 40,000 円未満の世帯」から「市民税所得割額 97,000 円未満の世帯」への改正に伴い、平成 26 年度の対象者を改正後の条件に当てはめた場合、22 件中 7 人が補助対象外となり、補助額で 98,530 円が補助の減額となっています。

平成 27 年度にスタートした子ども・子育て支援制度に移行した 6 園中 3 園「みどり幼稚園・聖亜幼稚園・コスモス幼稚園」は地域福祉課の所管となり対象外となります。

(西森教育長)

ただいまの報告に対してご質疑・ご意見等ございませんか。

(西職務代行者)

実績を聞こうと思ったのですが、おっしゃったのもうよかったです。これは幼稚園が申請をして、幼稚園にお金が入ることですか。

(坂元主幹)

その通りでございます。取りまとめを幼稚園にさせていただくものです。

(西森教育長)

取りまとめを幼稚園の方で世話をさせていただいて、支給は個人ということですか。

(坂元主幹)

支給は最終的には個人で、保護者の方になります。

(別府委員)

結局、広がったのですか。狭くなったのですか。

(坂元主幹)

昨年の対象者の税額を当てはめた場合、先程も説明しましたが 7 名の方が補助対象外。全くの同じ所得税から、市民税の 97,000 円と改定後にした場合、7 名が対象外となったということであれば狭くなったということになります。

(西森教育長)

その対象外になった人達は、他の制度でとか、そういうものもないのですか。

(坂元主幹)

他の制度で恩恵を受けるというのは今のところないです。

(西森教育長)

他にございませんか。この改正で困ったという人も何人かいるのではないですか。

(坂元主幹)

今年の分は今からになるのですが。申請については、今から幼稚園からあがってくる形になりますので、対象者の可否についてはまた今からということになります。

(西森教育長)

このように変わりましたという説明や周知徹底というのは、幼稚園を通してとなるのですか。

(坂元主幹)

幼稚園を通して、保護者の方に周知となります。

(西森教育長)

それは幼稚園が説明をするのか、こちらから説明会を開くのですか。

(坂元主幹)

こちらから説明会を開くことはなくて、幼稚園の方で説明をしてもらいます。こちらからは文書をお届けします。

(西森教育長)

他にございませんか。できるだけ説明を丁寧にしていただいて、漏れのないようにしていただきたいと思います。提案のとおり可決することでご異議ございませんか。

(異議なしの声)

(西森教育長)

それでは、日程第3 議案第43号については提案のとおり可決することといたします。

(西森教育長)

ここからの議案については非公開となります。

議案第44号 指宿市社会教育功労者及び社会教育優良団体の決定について・・・

・・・原案可決

議案第45号 指宿市青少年の善行等表彰者の選考について・・・原案可決

議案第46号 指宿市体育施設の指定管理者の候補者の選定について・・・原案可決

8 その他

(西森教育長)

以上で、本日、予定されていましたが議案等については、すべて終了いたしました。その他で何かございませんか。

9 閉会

(西森教育長)

以上で、平成27年 第10回指宿市教育委員会定例会を閉会いたします。